「書道」のユネスコ無形文化遺産登録へ大きく前進

評価機関が記載を勧告

11 月 5 日、文化庁より「書道」について、無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関より「記載」（登録）することが適当との勧告がなされたとの発表がありました。

本勧告を受け、本年 11 月 30 日から 12 月 5 日に中華人民共和国の厦門（アモイ）で開催される第 21 回政府間委員会で最終決定される見込みです。ユネスコの無形文化遺産には、日本では「和食」「伝統的酒造り」など 23 件が登録されていて、「書道」が登録されれば、国内 24 件目となる予定です。

（参考：文化庁報道発表）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94461801.html

「書道」がユネスコ無形文化遺産として登録されることは、日本習字教育財団といたしましても大変期待しているところです。「書道」は伝統的な筆づかいや技法のもと、受け継がれてきた手書きによる文字表現です。手紙、冠婚葬祭に係る金封や芳名帳への署名、また、お正月に行われる書き初めといった年中行事など、日本人の日常生活に深く根付いています。

私たちは、毛筆で文字を書く文化を大切に、書に思いを寄せるすべての人の学びのために活動を続けてまいります。

令和 8 年 11 月 5 日
公益財団法人　日本習字教育財団

